令和4年度 第7回 四国中央市農業委員会 総会議事録

四国中央市農業委員会

令和4年度第7回農業委員会総会日程表

日 時 令和4年10月5日(水) 午後1時30分~

場 所 JAうま総合経済センター 会議室

招集者 四国中央市農業委員会会長 高 橋 博

議事日程

日程第1 会議録署名委員の指名

日程第2 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

日程第3 議案第1号 農地利用最適化推進委員の欠員に伴う選任について

日程第4 議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

日程第5 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

日程第6 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について

日程第7 議案第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画(貸借)の承認について

日程第8 議案第6号 農地台帳登載願について

日程第9 議案第7号 相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願について

日程第10 諮問第1号 法定外公共財産(道・水路)の用途廃止について

日程第11 諮問第2号 農業振興地域整備計画の変更に対する意見について

出席委員(18名)

1 大西嘉一郎 2 尾藤元一 3 髙橋忠明 4 横尾 昇

6 中泉敏則 7 鈴木修三 8 篠原京子 9 星川俊夫

10 髙 橋 博 11 坂 上 宏 12 眞 鍋 晴 豊 13 鈴 木 博 美

14 髙 橋 藤 信 15 鈴 木 和 治 16 鈴 木 秀 幸 17 寺 尾 悟 志

18 則 友 祝 幸 19 石 川 武 将

出席農地利用最適化推進委員(22名)

 1 脇 純樹
 2 石川 茂
 3 薦田悦男
 4 森川雅之

 5 石川俊治
 6 佐藤保之
 7 宇 髙 勉
 9 尾崎之隆

 10 喜井仁志
 11 村上紘一
 12 三宅恒久
 13 紀井正明

 14 受川清男
 15 河村一碩
 16 合田篤夫
 17 鈴木一郎

 18 眞鍋聖二
 19 川上雅司
 21 越智
 寧
 22 村上佳清

23 近藤良啓 25 鈴木敏也

欠席委員(1名)

5 押条和司朗

欠席農地利用最適化推進委員(2名)

8 鎌 倉 靜 夫 20 渡 辺 昇

出席した職員

次 長 三宅栄一 係 長 武村美保 係 長 三村真都華 主 査 金子愛弓 専門員 白石直樹

第7回 四国中央市農業委員会総会 次第書

開会 令和4年10月5日(13:30~) JAうま経済センター2階 会議室

次 長 みなさん、ご起立願います。

次長「礼」ご着席ください。

次 長 それでは、開会にあたりまして、会長から総会招集の挨拶をお願いいたします。

会 長 (会長挨拶)

議 長 只今の出席委員数は、18名であります。

議 長 したがいまして、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、 定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

議 長 よって、第7回四国中央市農業委員会総会を開会いたします。

議長これより、会議を開きます。

議 長 議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

議長 ご報告いたします。総会会議規則第3条の規定により、

5番 押条 委員

から欠席届がありましたので、ご報告いたします。

また、農地利用最適化推進委員の

8番 鎌倉 委員

20番 渡辺 委員

より欠席届がありましたので、お知らせいたします。

議 長 日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

議 長 会議録署名委員は、総会会議規則第15条第2項の規定により、

9番 星川 委員、11番 坂上 委員 を指名いたします。

議長 日程第2、報告第1号、「農地法第18条第6項の規定による通知」につい

て、を議題といたします。

- 議 長 報告を求めます。白石 専門員
- 白 石 それでは、報告第1号、「農地法第18条第6項の規定による通知」について、報告いたします。

番号1の案件については、令和4年8月17日解約。

番号2の案件については、令和4年9月8日解約。

番号3の案件については、令和4年9月15日解約。

以上、3件の解約通知がありましたので、報告します。

- 議 長 以上で報告を終わります。
- 議 長 日程第3、議案第1号、「農地利用最適化推進委員の欠員に伴う選任」について、を議題といたします。
- 議 長 議案の説明を求めます。武村 係長
- 武 村 それでは、議案第1号、「農地利用最適化推進委員の欠員に伴う選任」に ついて、説明いたします。

さきほど、冒頭の会長の挨拶の中でお話がありましたとおり、9月6日に 推進委員の高橋委員が逝去されたことに伴い、推進委員が1名欠員となっ ています。

「農業委員会等に関する法律」において、推進委員の選任については、農業委員会の総会に諮る必要があることから、今後の選任についてお諮りします。また、同法では、農地利用最適化推進委員に欠員が生じた際の推進委員の補充に関する規定はなく、必ずしも、欠員を補充する必要はないとされております。

ただし、推進委員は担当区域において、「農地利用の最適化の推進」を十分に果たす必要があることから、令和5年3月31日までの残任期間において、 欠員を補充するのか、担当区域を変更するのかについて、お諮りするもの です。

以上で説明を終わります。

議 長 以上で、議案の説明は終わりました。これより、質疑に入ります。 委員の方で、意見があれば、お願いします。

委員 残任期間も6か月しかないこと、また、今年の利用状況調査も終了していることから、欠員を補充せずに、今、事務局から説明があったように、担当区域を変更することでいいのではないかと思います。また、担当区域の変更となれば、蕪崎の鈴木委員に兼任をお願いしてはどうでしょうか。

議長 鈴木委員、今の意見について、いかがでしょうか。

委員 わかりました。お受けいたします。

議長ほかに、質疑はありませんか。

委員 (「特になし。」との声)

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 議案第1号、農地利用最適化推進委員の欠員に伴う選任」について、蕪崎 地区担当の鈴木委員に兼任してもらうことに、賛成の委員の挙手を求めま す。

委 員 (挙手全員)

議 長 挙手全員であります。

よって、議案第1号は、担当区域を変更して、天満・蕪崎区域を鈴木委員に兼任してもらうことに決しました。

議 長 日程第4、議案第2号、「農地法第3条第1項の規定による許可申請」に ついて、を議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。白石 専門員

白 石 それでは、議案第2号、「農地法第3条第1項の規定による許可申請」に ついて、説明いたします。 申請案件すべて、農地法第3条第2項各号に該当しておらず、許可要件を満たしています。

番号1の案件については、売買による所有権移転です。近隣で耕作便利な ため申請されたもので、許可後は水稲の作付けを予定しています。

番号2の案件については、売買による所有権移転です。近隣で耕作便利な ため申請されたもので、許可後は果樹の栽培を予定しています。

番号3と4の案件については、受人が同一人のためまとめて説明します。 番号3については、売買による所有権移転、番号4については使用貸借権 の設定です。両案件ともに渡人の要望を受け申請に至ったもので、受人は 現在農地を所有しておらず、今回の申請で新たに下限面積を超える農地を 取得する新規就農者で、許可後は家族での農業経営により、水稲、野菜、

果樹の栽培を予定しています。 9月20日、農業委員、推進委員2名と申請者で現地確認及びヒアリングを実施しております。

番号5の案件については、売買による所有権移転です。経営規模拡大のため申請するもので、許可後は夏柑の栽培を予定しています。

番号6の案件については、売買による所有権移転です。近隣で耕作便利な ため申請されたもので、許可後は野菜の作付けを予定しています。

以上で説明を終わります。

議長以上で、議案の説明は終わりました。

議 長 これより、質疑にはいります。

議 長 番号1番について質疑ありませんか。

委員 1番、2番、異議ありません。

議 長 3番と4番

委員 受人は新規就農者であるため、9月20日に地元推進委員の2名と共にヒア リングと現地確認を行いました。 受人は、新規就農者ですが、現在も繁忙期には親類の農作業を手伝っており、農機具についても自身が所有しないものは借用可能であること、農作業への従事については、家族の協力を得られることなどを確認しました。 現所有者が篤農家であり、現地は立派に作付けされておりました。引き続き手助けを得ながらやっていくようですので、問題ないと思います。 また、渡人であるご親戚の方は他にも農地を多く持っており、受人は今後も徐々に農地を増やしていく可能性がありますので、今後一年間、追跡調査も行っていきたいと思います。現状では本人も意欲を持っていますので、許可することに問題ないと思います。

議 長 5番

委員 異議ありません。

議 長 6番

委員 異議ありません。

議長はかに、質疑はありませんか。

委員 (「特になし。」との声)

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 議案第2号、「農地法第3条第1項の規定による許可申請」について、原 案のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 (挙手全員)

議 長 挙手全員であります。

よって、議案第2号は、原案のとおり許可することに決しました。

議 長 日程第5、議案第3号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見」について、を議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。金子 主査

金 子 それでは、議案第3号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見」について、説明いたします。

申請件数は16件で、すべての案件について、許可要件である「立地基準」「一般基準」ともに満たしております。

番号1の案件について、受人は賃貸共同住宅に居住していますが、昨年結婚し、手狭になったため、実家近くの申請地を祖父から借り受けての一般個人住宅建築で、申請地は、将来的に市街化が見込まれる地域であるため、転用許可申請することはやむを得ないと思われます。

番号2の案件について、受人は、現在、家族で借家に居住しており、子供の成長に伴い手狭になったことから、申請地を譲り受けての一般個人住宅建築で、申請地周辺は宅地化が進み、市街化が見込まれる地域であるため、転用許可申請することはやむを得ないと思われます。

番号3の案件について、受人は、現在、実家で家族7人で生活しておりますが、子供の成長に伴い手狭になったことから、将来を見据え、申請地を譲り受けての一般個人住宅建築で、申請地周辺は宅地化が進み、市街化が見込まれる地域であるため、転用許可申請することはやむを得ないと思われます。

番号4の案件について、受人は宅地建物取引業を営む法人ですが、現在同地域内で住宅建築の需要が多いことから、生活施設に近く、住環境の整った申請地を譲り受けての分譲宅地造成で、申請地は第3種農地であり、転用許可申請することはやむを得ないと思われます。

番号5の案件について、受人は実家の近隣に新居を建築するため、申請地を譲り受けての一般個人住宅建築で、申請地は、将来的に市街化が見込まれる地域であるため、転用許可申請することは、やむを得ないと思われます。

番号6の案件について、受人は紙製造業等を営む法人であり、申請地を会社の駐車場として30年近く借りて使用していたことから、このたび申請地を譲り受けての露天駐車場建設で、申請地は第3種農地であり、転用許可申請することは、やむを得ないと思われます。なお、申請地は既に造成されているため、渡人から始末書が提出されています。

番号7の案件について、受人は、現在賃貸共同住宅に居住しておりますが、 手狭になったため、小学校に近く生活環境の整っている申請地を譲り受け ての一般個人住宅建設で、申請地は第3種農地であり、転用許可申請する ことは、やむを得ないと思われます。

番号8の案件について、受人は宅地建物取引業を営む法人ですが、現在、 同地域内で住宅建築の需要が高まっていることから、申請地を譲り受けて の建売住宅建築で、申請地周辺は宅地化が進み、市街化が見込まれる地域 であるため、転用許可申請することはやむを得ないと思われます。

番号9~16の案件については、受人が同一人のため、まとめて説明します。受人は貨物運輸業を営む法人ですが、近年の物流形態の変化に伴い、 貨物の取扱い量が増加し、現在の倉庫が手狭になったことから、今回申請 地を譲り受けての流通倉庫建設で、申請地は、第1種農地ですが、例外許 可事由の「県道の沿道に設置される流通業務施設」に該当するため、転用 許可申請することはやむを得ないと思われます。

以上で説明を終わります。

議長以上で、議案の説明は終わりました。

議 長 これより、質疑にはいります。

委員の方で、補足説明があれば、よろしくお願いします。

議 長 番号1番

委員 異議ありません。

議 長 2番

委員 異議ありません。

議 長 3番

委員 異議ありません。

議 長 4番

委員 異議ありません。

議 長 5番

委員 異議ありません。

議 長 6番

委員 異議ありません。

議 長 7番

委員 異議ありません。

議 長 8番

委員 異議ありません。

議 長 9番から16番

委員 異議ありません。

議長ほかに、質疑はありませんか。

委 員 (「特になし。」との声)

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 議案第3号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見」 について、「異議がない旨の意見」とすることに賛成の委員の挙手を求め ます。

委員 (挙手全員)

議 長 挙手全員であります。

よって、議案第3号は、「異議がない旨の意見」とすることとし、同意見

を附して県知事に進達いたします。

議 長 日程第6、議案第4号、「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請」について、を議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。三村 係長

三 村 それでは、議案第4号、「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請」について、説明いたします。

番号1の案件については、当初計画者が平成20年1月に倉庫及び事務所として農地転用の許可を受け、所有権移転をし、事業計画に沿って工事を進めようとしていたところ、急遽経営方針の見直しがあり、転用目的が達成されないままでしたが、今回承継者より申請地を譲り受け、倉庫を建設したいとの要望があった為、倉庫用地として申請地を譲り渡すための事業計画変更です。

以上で説明を終わります。

議長以上で、議案の説明は終わりました。

議長これより、質疑にはいります。

委員の方で、補足説明があれば、よろしくお願いします。

議長 番号1番

委員 異議ありません。

議長ほかに、質疑はありませんか。

委 員 (「特になし。」との声)

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 議案第4号、「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申 請」について、「異議がない旨の意見」とすることに賛成の委員の挙手を 求めます。

委員 (挙手全員)

議 長 挙手全員であります。

よって、議案第4号は、「異議がない旨の意見」とすることとし、同意見 を附して県知事に進達いたします。

議 長 日程第7、議案第5号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計 画(貸借)の承認」について、を議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。 白石 専門員

白 石 それでは、議案第5号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積 計画(貸借)の承認」について、説明いたします。

番号1の案件については、5年間の使用貸借です。

番号2の案件については、5年間の使用貸借です。

番号3と4については関連案件のため、まとめて説明します。番号3については、申請地を農地中間管理機構へ10年間貸し付けを行い、番号4については、その申請地を農地中間管理機構から借り受けるというものです。

番号5と6、番号7と8、番号9と10、についても同様で、番号5と6は10年間、番号7と8、番号9と10は5年間の使用貸借です。

番号 11 から 22 の案件については、再設定ですので説明は省略します。 以上で説明を終わります。

議長以上で、議案の説明は終わりました。

議 長 これより、質疑にはいります。 委員の方で、補足説明があれば、お願いします。

議 長 番号1番

委員 特に異議ありません。

議 長 2番

委員 特に異議ありません。

議 長 3番から6番

委員 特に異議ありません。

議 長 7番と8番

委員 特に異議ありません。

議 長 9番と10番

委員 特に異議ありません。

議長番号11から22までの再設定について質疑はありませんか。

委員 (「特になし。」との声)

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 議案第5号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画(貸借) の承認」について、「支障がない旨の意見」とすることに賛成の委員の挙手 を求めます。

委 員 (挙手全員)

議 長 挙手全員であります。

よって、議案第5号は、「支障がない旨の意見」とし、市へ答申いたします。

議長 日程第8、議案第6号、「農地台帳登載願」について、を議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。武村 係長

武 村 それでは、議案第6号、「農地台帳登載願」について、説明いたします。 番号1の案件については、農地台帳登載申請があり、申請人立会いのもと、 9月7日に現地調査を行いました。

以上で説明を終わります。

議長以上で、議案の説明は終わりました。

これより、質疑にはいります。

委員の方で、補足説明があれば、お願いします。

議長 番号1番、質疑はありませんか。

委員 9月7日、現地確認をいたしました。

申請人によると、以前は資材置場として使用していたようですが、現在は、 じゃがいもを植え、きちんと管理されておりましたので、農地台帳の登載 について問題ないと思います。

- 議長ほかに、質疑はありませんか。
- 委 員 (「特になし。」との声)
- 議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。
- 議 長 議案第6号、「農地台帳登載願」について、原案のとおり登載することに、 賛成の委員の挙手を求めます。
- 委 員 (挙手全員)
- 議 長 挙手全員であります。 よって、議案第6号は、原案のとおり登載することに決しました。
- 議 長 日程第9、議案第7号、「相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を 行っている旨の証明願」について、を議題といたします。
- 議 長 議案の説明を求めます。三村 係長
- 三 村 それでは、議案第7号、「相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願」について、説明いたします。

農地の相続人が引き続き、相続税の納税猶予を受ける場合、租税特別措置 法第70条の6第1項の規定により適用を受ける農地について、引き続き 農業経営を行っていることを証明する書類の添付が必要です。証明につき ましては、農業委員会が行うこととなっており、最終的に引き続き農地の 納税猶予を認めるかどうかにつきましては、税務署の判断となります。 番号1の案件については、9月7日に現地調査を行いました。 番号2の案件については、9月20日に現地調査を行いました。 以上で説明を終わります。

議 長 以上で、議案の説明は終わりました。

これより、質疑にはいります。

委員の方で、補足説明があれば、お願いします。

議 長 番号1番、質疑はありませんか。

委員申請者は、これまでも農業に従事しており、納税猶予の適用を引き続き受けるための適格性については問題ないと思います。また、9月7日に現地確認を申請者とおこないました。米や梅、レモン、スモモ、イチジク、柿などを栽培しており、しっかりと管理されていることが確認できましたので問題ないと思います。

議長 番号2番

委員 申請者は、これまでも農業に従事しており、納税猶予の適用を引き続き受けるための適格性については問題ないと思います。また9月20日、現地確認を申請者の家族とおこないました。サツマイモなどの季節野菜の栽培を行っており、しっかりと管理されていることが確認できましたので問題ないと思います。

委員 申請者は、これまでも農業に従事しており、納税猶予の適用を引き続き受けるための適格性については問題ないと思います。9月20日に申請者の家族立会いのもと、現地確認をおこないました。米や里芋、サツマイモなどを栽培されていることが確認できましたので、問題ないと思います。

議長はかに、質疑はありませんか。

委員 (「特になし。」との声)

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 議案第7号、「相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている 旨の証明願」について、原案のとおり「引き続き農業経営を行っている旨 の証明」をすることに、賛成の委員の挙手を求めます。

委員 (挙手全員)

議 長 挙手全員であります。

よって、議案第7号は、原案のとおり「引き続き農業経営を行っている旨の証明」をすることに決しました。

議長 日程第10、諮問第1号、「法定外公共財産(道・水路)の用途廃止」について、を議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。三村 係長

三 村 それでは、諮問第1号、「法定外公共財産(道・水路)の用途廃止」について、説明いたします。

番号1の案件について、申請人より、一体利用地として開発行為を行うため、現在の「道」と「水路」の用途を廃止し、払い下げ後、隣接地とともに倉庫として一体利用する予定です。なお、代替の道と水路として一部を寄付する予定で、地元土地改良区の同意書も添付されています。

議 長 以上で、議案の説明は終わりました。

以上で説明を終わります。

議 長 これより、質疑にはいります。

議 長 番号1番、質疑はありませんか。

委員 現地を確認しましたが、申請人は、今回の申請地である「道」「水路」の隣接地を含む周辺の土地について購入する計画があり、用途廃止後は払い下げを受け、一体利用する予定で、代替地も寄付する予定です。一体的に利用するのに支障はなく、また、地元の土地改良区の同意も得られているようですので、用途廃止することは問題ないと思います。

議長ほかに、質疑はありませんか。

委 員 (「特になし。」との声)

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 諮問第1号、「法定外公共財産(道・水路)の用途廃止」について、「廃止

しても支障がない旨の意見」とすることに、賛成の委員の挙手を求めます。

委員 (举手全員)

議 長 挙手全員であります。

よって、諮問第1号は、「廃止しても支障がない旨の意見」とし、市へ答申いたします。

議 長 日程第11、諮問第2号「農業振興地域整備計画の変更に対する意見」について、を議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。白石 専門員

白 石 それでは、諮問第2号、「農業振興地域整備計画の変更に対する意見」に ついて、説明いたします。

> 番号1の案件については個別除外の案件です。申請者は現在、妻と二人で 賃貸共同住宅に居住しています。母親が専業農家であり、農繁期には母親 の農作業を手伝っていますが、将来、家族が増えることや、母親の介護等 を見据え、実家近くで住宅建築を計画しています。しかしながら、申請者 は土地を所有しておらず、申請者の母親が所有する土地から検討しました が、申出地以外に条件を満たす土地がなかったため、やむを得ず農用地区 域からの除外申請をするものです。

以上で説明を終わります。

議長以上で、議案の説明は終わりました。

議 長 これより、質疑にはいります。

議長 番号1番、質疑はありませんか。

委員 特に異議ありません。

議長にかに、質疑はありませんか。

委員 (「特になし。」との声)

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 諮問第2号、「農業振興地域整備計画の変更に対する意見」について、「変 更しても支障がない旨の意見」とすることに、賛成の委員の挙手を求めま す。

委員 (挙手全員)

議 長 挙手全員であります。

よって、諮問第2号は、「変更しても支障がない旨の意見」とし、市へ 答申いたします。

議長 以上をもって、本日の日程並びに本総会に付議された案件は、すべて終了しました。

議 長 これより、その他の協議にはいります。委員の皆さんから、何かご意見等 がありましたらお願いします。

委員 (「特になし。」との声)

議 長 ないようでしたら、次長より、その他事務報告をお願いします。

次 長 事務報告

議 長 長時間にわたり、慎重なご審議、誠にありがとうございました。 これをもちまして、第7回四国中央市農業委員会総会を閉会いたします。 ご協力、ありがとうございました。

次 長 ご起立願います。

次長「礼」、お疲れ様でした。

閉会時間 (14:20)

署名人

四国中央市農業委員会

議	長	馬馬塔	77 - 112
委	_員_	星川俊夫	
委	員	加工院	2